

第30回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成28年11月28日(月)午後2時00分より

於：島原市有明文化会館 2階 多目的ホール1

第30回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成28年11月28日(月) 14時00分
2. 閉会時間 平成28年11月28日(月) 14時51分
3. 開催場所 島原市有明文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 28名
5. 欠席委員者の数 3名
6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第5号議案 非農地証明願について
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農地基本台帳登載申請について
 - 報告第4号 平成28年 荒廃農地の発生・解消に関する調査について

午後2時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第30回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・・・ 委員、・・番・・・・・・ 委員、・・番・・・・・・ 委員、は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・・・・ 委員、・番・・・・・・ 委員を指名します。

議長

第1号議案農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請1番から3番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番から3番について説明します。

1番の賃貸人は、・・・の・・・・・・さん、賃借人は、・・・の・・・・・・ さんです。畑6筆6, 316平方メートルを賃貸借するための申請です。

次に、2番の賃貸人は、・・・の・・・・・・さん賃借人は、・・・の・・・・・・ さんです。畑2筆965平方メートルを賃貸借するための申請です。

次に、3番の賃貸人は、・・・の・・・・・・さん賃借人は、・・・の・・・・・・ さんです。畑1筆862平方メートルを賃貸借するための申請です。

取得後の耕作面積は1番から3番を合わせて8, 143平方メートルで、農機具は、トラクター3台（リース）、収穫機1台（リース）、選別機1台、洗浄機1台、軽トラック5台（内3台はリース）すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

なお、1番から3番の賃借人は同一ですので、まとめて報告してもらいます。

・・番・・・・・・ 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番から3番について報告します。

1番から3番の賃借人は、農地所有適格法人で農作業暦はありませんが、農作業経験5年以上の常時雇用者3人と農作業経験3年から5年以上の臨時雇用者で農業経営計画があり、ミカン、ダイコン、

エンジンを作付し、通作距離は作業場及び本店事務所から車で5分から10分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番から3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番から3番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1議案 農地法第3条(耕作権設定)の規定による許可申請の1番から3番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請1番及び2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・・・さんです。畑1筆965平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は21,917平方メートルで、農機具は、トラクター3台、管理機2台、マルチ1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・の・・・・・・さんです。畑1筆593平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は6,806平方メートルで、農機具は、トラクター1台、マルチャー1台、管理機1台、トラック3台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・・番・・・・委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で23年の農作業暦があります。

妻と父、母の4人で農業を営んでおり、水稻、にんじん、ハクサイ、だいこんを作付し、通作距離は自宅から車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に2番について、・番 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で7年の農作業暦があります。

母と2人で農業を営んでおり、レタスを作付し、通作距離は自宅から500メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番及び2番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番及び2番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について説明します。

1 番の申請人は・・・・の・・・・さんで、申請地 1， 2 2 3 平方メートルに、太陽光発電施設（3 6 6． 2 8 平方メートル、4 9． 5 0 k w）を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が 1 0 未満であることから、第 2 種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番　・・・・　委員

現地調査員

第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請の 1 番について報告します。

1 番の申請地は・・・・の一角にあり、北側は道路、東側、南側及び西側は里道を挟んで雑種地となっております。

雨水は自然流下で敷地内の側溝を經由して道路側溝へ流すとなっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました。第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請の 1 番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第 3 号議案の 1 番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 1 番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の 1 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は……の……さん、譲受人は……の……さん、……さんで、申請地1, 127平方メートルを譲り受け、……番・雑種地425平方メートル、……番・雑種地138平方メートル、……番・雑種地281平方メートル、及び……番・雑種地141平方メートルと一体に鉄骨造り平屋建て事業所兼倉庫及び駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…番 …… 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は……の一角にあり、北側は農地、南側及び東側は雑種地、西側は道路を挟んで宅地となっております。

雨水は自然流下及び溜柵を経由して道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は……の……さん、譲受人は……の……さんで、申請地250.96平方メートルを譲り受け、木造2階建て店舗兼住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…番 …… 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は……の一角にあり、北側は里道を挟んで譲渡人の農地、西側は道路、東側は里道を挟んで農地、南側は農地となっております。

雨水は自然流下及び溜柵を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地383平方メートルを譲り受け、・・・番・宅地の一部、・・・番宅地の一部及び・・・番・宅地の一部の合計81.65平方メートルと一体に木造平屋建て貸家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10^{ヘクタール}未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで農地、東側は里道を挟んで宅地、西側及び南側は宅地となっております。

雨水は自然流下及び溜柵を經由して水路へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地は昭和61年月日不詳頃から隣接地・
・・・・番・宅地と一体に貸駐車場及び・・・・番・宅地と一体に貸事務所として利用されています。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側及び南側は道路を挟んで宅地、東側及び西側は申請者の宅地となっております。

現地を見ますと、申請人の宅地と一体に貸事務所及び貸駐車場として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第5号議案 非農地証明願いの2番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和43年月日不詳頃から豚舎及び物置用地として、また西側部分は・・・番・の建物の一部として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 ・・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申請者の宅地、東側は里道を挟んで宅地、南側は宅地、西側は申請者の農地となっております。

現地を見ますと、申請人の住宅と一体に利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第5号議案 非農地証明願いの3番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地は平成5年月日不詳頃より隣接地・・・・番・に住宅を建築するために、隣接地・・・・番・の畑と交換して一緒に住宅用地として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は・・・・の一角にあり、北側は申請者の農地、東側は農地、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、住宅と一体に利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの4番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

4番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和60年月日不詳頃から隣接地・・・番
・宅地、・・・番・宅地と一緒に住宅用地として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側、南側及び西側は農地となっております。
現地を見ますと、住宅と一体に利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参り
ました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の4番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得よ
うとするものであります。

利用権設定については、議案集 6 ページから 7 ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 6 件 14 筆 15,492.00 m²

耕作権の再設定 4 件 4 筆 4,550.00 m²

合計 10 件 18 筆 20,042.00 m²

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 8 ページに記載のとおりで、1 件 1 筆 1,049.00 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

・番（・・・・・・ 委員）

この中の・番、・・・・さん、設定する者、・・・・さんとあるでしょう、この・・・・さんは・・・・さんでしょう、本人はいないようですが、いいんですか。

議長

この方は、4 年ぐらい前に搜索願が出ている方です。農業感謝祭があった日でしょう。まだだれも見えてないんでしょう。

・番（・・・・・・ 委員）

問題がなければいいのですが、いらっしゃらないのが実態のようなので、質問してみました。

事務局

事務局では所有者として署名、捺印をして提出されれば、受け付けていますが、今の意見で・・。再度確認させていただいて、その方が書いていなければ、これを除いた分です承したということで処理させてもらっていいでしょうか。

議長

先ほどの説明でよろしいでしょうか。

（「はい」という発声）

議長

他に、ありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

本人が行方不明でいないということで、設定できないとなったわけですが、親が亡くなった場合、地権者は亡くなった親になるわけですね、相続をしていないと。

そうした場合、こういう問題が起きた場合、家族の一員が了承すれば設定できるとなっているのですか。

事務局

ただいま、・・・・から質問があった件については、親の名義で未相続になっている農地ということでしょうか。

そういう場合は、法定相続人、ようするに奥さん、あるいは子供さんがいらっしゃれば、持分の過半、2分の1以上の同意があれば、5年までの貸借であればできるとなっております。

・・・番（・・・・・・ 委員）

ということであれば、先ほどの件についても本人がいないということで、設定期間を5年に設定して、家族との話で設定できるのではないですか。

事務局

申請分については、署名、捺印されていますので、どなたが届られたか、借りられた方か、家族なのか、わかりませんが、そのへんは再度確認させていただきます。

今の・・・の話の中で、相続人の中でできるとあるのですが、この方は失踪届が出てないので、まだ死亡の確定がありませんので、まだ生きてらっしゃる。

戸籍上、失踪届がでて何年かしたら死亡になるのですけども、それが出てなければ、まだ確認はしていませんが、出てなければ家族の同意とはなりません。

議長

先ほど説明しましたように、この分を外して同意することよろしいでしょうか。

（「はい」という発声）

議長

第6号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）

は一部を除いて承認することに決定します。

次に、第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、
・・・番 ・・・ 委員の退場を求めます。

(・・・ 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、今日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の9筆・10,300㎡分について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の提出がありました。

機構が中間保有することの審査決定を受けた後に、機構が貸し付ける担い手として適当かどうかの意見を聴取してもらえば、総会日に農用地利用集積計画（案）の審査決定と配分計画（案）の意見聴取を同日日の会で良いとなっています。

については、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取することになっています。

議案集の9ページをご覧ください。

・・・の・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は25,425㎡、農機具はトラクター2台、トラック4台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・父・母の3名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に・・・の・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は15,562㎡、農機具はトラクター2台、トラック2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父・母の4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。
・・・番　・・・　委員の入場を求めます。

(・・・　委員入場)

議長

・・・委員に関する案件も含め、同意することに決定しましたので報告します。
次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集10ページに記載のとおりで、2件　2筆　3,830.00㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は同じく10ページに記載のとおりで、1件　7筆　8,231.00㎡の届けがありました。

次に、報告第3号、農地基本台帳登載申請については、議案集11ページに記載のとおりで、1件
1筆　47.00㎡の届けがありました。

なお、現地確認は、平成28年11月22日の現地調査時に現地調査員4名に確認していただいています。

次に、報告第4号、平成28年荒廃農地の発生・解消に関する調査についてであります。議案集
12ページをご覧ください。

今年8月に実施しました、市内全域の農地パトロールの結果を集計したものであります。

まず、①荒廃農地　A分類がですが、「再生利用が可能な荒廃農地」ですが、昨年より約1.0ha
減少して約19.5haとなりました。

内訳といたしまして、田が159筆の87,586㎡、畑が149筆の107,613㎡となり、合計308筆・195,119
㎡で、所有者が190名となっております。

地区別の面積等は下記の表のとおりとなっております。

解消面積は約3.9ha　内訳といたしまして　田が32筆　19,988㎡、畑が28筆　19,691㎡で
す。

また、新規荒廃農地面積は、約6.3ha　内訳として　田が41筆　24,967㎡、畑が71筆　38,992
㎡です。

そして、今年から皆さんに確認していただいた　荒廃農地　B分類ですが、「再生利用が困難と見
込まれる荒廃農地」の件ですが、昨年までA分類として計上していた分で、今回の調査でB分類と確

認められた分が、約3.4haありました。内訳といたしまして 田が45筆 25,465㎡、畑が21筆 8,931㎡です。

これらを増減しまして、今年のA分類（再生可能な荒廃農地）の農地は約19.5haとなりました。前年より約1.0ha減少しております。

このA分類の農地につきましては、従来より実施している利用意向調査をもとに、農地としての活用へと繋げていきたいと思っております。

なお、今後の解消計画ですが、所有者等に利用意向調査として12月中旬に文書発送し、提出期限を1月20日までとする予定であります。

ついては、未回答者におきましては事務局で整理をしまして、2月中に、各委員さんといっしょに訪問をして今後の意向を確認したいと考えておりますので、その時はよろしくお願ひします。

続きまして、②荒廃農地 B分類がですが、14ページをご覧ください。

B分類とは、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地のことで、B分類と判断する基準は、運用通知第4の(4)の基準に照らして、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地とされ、今回の調査によりまして 市内全域で約22.7haとなりました。

内訳といたしまして 田が229筆 117,242㎡、畑が218筆 109,975㎡です。

このB分類（再生困難な農地）については、「非農地化」を進めて、守るべき農地を明確にすることもあります。

非農地化は一見農地を守る農業委員会の使命と相反するように思われますが、農業委員会が農地性がないと判断した土地がいたずらに放置されてしまつては、かえつて調査や指導対象地が増え、結果、守るべき農地の有効利用に専念できない弊害を生むと考えられます。

今後の事務の流れですが、最終的に総会の議決により「農地に該当するか否かの判断」をしていただき、その後「非農地通知書」の送付となる訳ですが、筆数も多く各所有者に丁寧な説明する必要があるため、「非農地通知書」の発送前に、事前に「確認通知書」を送付して所有者に確認を取りたいと考えます。この作業を2回に分けて実施したいと思います。

1回目の「確認通知書」の送付を1月末に発送、締切を2月末までとし、この分を3月総会で審議していただく予定で考えています。その後、「非農地通知書」の発送となります。

そして、2回目の「確認通知書」の送付を4月末に発送、締切を5月末までとし、この分を6月総会で審議していただく予定です。その後、「非農地通知書」の発送となります。

最後に「非農地通知書」を受け取った所有者等は、この通知書を持って法務局に届出をして、登記簿地目の変更登記を行うこととなります。手数料は無料です。

以上で大まかな流れの説明を終わりますが、今後委員の皆様には農家の方々からご質問やお尋ね等があるかと思ひますが、今後ともご理解・ご協力方よろしくお願ひします。

これで、平成28年荒廃農地の発生・解消に関する調査結果報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、以上で第30回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第30回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時51分